

## 12. 返還猶予について

下記のやむを得ない事情等により返還が困難な場合は、返還猶予の手続きを行ってください。申請に基づき本学奨学委員会にて審議の上、認められた場合は返還を猶予します。内容は変更になる場合がありますので、最新の情報は中央大学ホームページで確認してください。

※返還猶予とは・・・一定期間返還を待ってもらうこと

### 1. 在学猶予

#### (1) 申請書類等

卒業・修了後に、本学または他の大学や大学院に進学し在学している場合下記の通り手続きが異なります。

※本学を修学延長する場合は、返還猶予の手続は不要です。

在学先	必要書類	猶予期間
本学大学院に在学中	在学届（所定用紙） ※大学院進学の場合、入学 手続書類に同封します。 ※学生証のコピーを貼付し てください。	在学期間中
本学の専門職大学院に 在学中	①返還猶予願（様式5） ※巻末綴込 ②学生証のコピー	標準修業年限の期間 ※修学延長の場合は1年毎 の手続が必要
他大学の学部・大学 院・専門職大学院に在 学中	①返還猶予願（様式5） ※巻末綴込 ②学生証のコピー ③在学証明書 （毎年4月に提出）	標準修業年限の期間 ※修学延長、海外の大学に 在学の場合は1年毎の 手続が必要

※他大学在籍を事由とする場合、在籍確認をするため、毎年4月に「在学証明書」を提出していただきます。

※大学院研究生、通信教育、専門学校、科目等履修生等の場合は、次ページの「2. 一般猶予」の対象となります。

※申請内容について確認するために電話連絡や追加で書類提出を求めることがあります。

(2) 申請期間

該当年度4月～9月まで

## 2. 一般猶予

### (1) 申請書類等

下記の事由等で返還が一時的に困難な場合、それぞれ必要な証明書や書類を「返還猶予願」(様式5)に添付して申請をしてください。

事由	必要書類(共通)	必要書類(事由別)	猶予期間
災害	市区町村役場発行の 所得証明書 (罹災月から13カ 月目以降のみ必要) ※6月に発行される 前年分所得記載の もの。	罹災証明書等	1年間 (4月～3月)  毎年申請が必要  最大5年を限度 とする
病気加療		医師の診断書 (診断書に就労困難である旨と治療 中である旨の記載が必要。2カ月以内 の発行のものに限る)	
経済事由 (資格試験準備 等を含む)	市区町村役場発行の 所得証明書  ※6月に発行される 前年分所得記載の もの。	①給与・年金収入の合計金額が300 万円以下 ②合計所得金額が192万円以下 最新の所得証明書に記載の金額が上記 ①と②のいずれかの金額を超える場合 は、現在の経済的事情や生活状況がわ かる書類 (求職中であることがわかる書類、雇 用保険受給資格者証、資格試験準備 の講座受講証など)	
司法修習生		司法研修所発行の身分証明書のコピー (合格証明書も可)	

※所得証明書は市区町村によっては発行時期が異なる場合があります。

※必要書類はやむを得ない場合コピーも可とします。

※過去の年度に遡って返還猶予を申請することはできません。

※申請内容について確認するために電話連絡や追加で書類提出を求めることが  
あります。

### (2) 申請期間

該当年度6月～9月まで

### 3. 結果

奨学委員会にて審議し承認された場合は、申請書に記入された住所宛に結果を通知します。申請時期および奨学委員会の開催時期により結果が出るまで数ヶ月の時間を要する場合があります。

\*審議の結果、返還猶予が認められない場合もあります。

必ず手続きを  
行ってください。

